#### ○東北地方整備局告示第百七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定 に基づきあわせて告示する。

平成二十五年八月十九日

東北地方整備局長 小池 剛

### 第1 起業者の名称 岩手県

第2 事業の種類 鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系 鵜住居川改修工事(鵜住居川水門)(岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鵜住 居町第18地割地内まで)及びこれに伴う市道付替工事

### 第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県釜石市片岸町第6地割、片岸町第7地割、片岸町第8地割、 鵜住居町第18地割及び鵜住居町第20地割地内
- 2 使用の部分 なし

### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鵜住居町第18地割地内までの延長1,150mの区間(以下「本件区間」という。)における「鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事(鵜住居川水門)及びこれに伴う市道付替工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事」(以下「本件海岸事業」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第3条第10の2号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当し、「二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事(鵜住居川水門)」(以下「本件河川事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本件河川事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第5条第1項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸事業に係る区間は同法第3条第1項の規定に基づき岩手県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、また、二級河川の管理は、河川法第10条第1項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件河川事業に係る区間は同法第5条第1項の規定に基づき岩手県知事が指定した二級河川であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

# 3 法第20条第3号の要件への適合性

# (1) 得られる公共の利益

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の魹ケ崎から宮城県石巻市の黒崎までの約873kmの半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、このうち、鵜住居地区海岸片岸地先海岸は、岩手県釜石市の大槌湾奥の南側に位置し、二級河川鵜住居川水系鵜住居川(以下「鵜住居川」という。)の河口部を含む全長1.07kmの海岸である。また、鵜住居川は、釜石市の大峰山及び雌岳を水源とし、同市の北部を西から東へ流下し大槌湾に注ぐ、幹川流路延長22.2km、流域面積154.67kmの河川である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等(以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。)により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年5月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年3月に三陸南沿岸海岸保全基本計画(以下「基本計画」という。)が策定(東日本大震災を受け、平成25年6月に改定案策定)され、基本計画に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されているとともに、これと一体となって河川の河口部においても同様な河川改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるTP(東京湾平均海面)+14.5mを確保するために計画された海岸改修事業及び河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間に防潮堤及び水門が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事

実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると 認められる。

### (2) 失われる利益

起業者が、平成23年11月から平成25年3月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ及びタカブシギ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ等が確認されているが、いずれも営巣は確認されておらず、同様の生息環境が広く維持されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、カワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。 したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤及び水門を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(平成16年農林水産省・国土交通省令第1号)及び河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業及び本件河川事業の施行方法については、防潮堤と水門を整備する案(以下「申請案」という。)及び防潮堤のみ整備する案の2案による検討が行われている。申請案と防潮堤のみ整備する案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件河川事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施 設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを 比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。 したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる ため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、釜石市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、 法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県釜石市役所
- 第6 収用の手続が保留されている起業地 岩手県釜石市片岸町第6地割、片岸町第7 地割及び片岸町第8地割地内